

上巳習俗の基礎的研究

一 『詩経』鄭風・溱洧篇の韓詩説と 上巳習俗の關係を中心として（下）

李 真

2009年第14号に引き続き、ここでは本研究の第三章（下）の部分を掲載する。（下）の部分において、「今文齊魯詩における鄭声の概念」、「『詩経』鄭風・溱洧篇の韓詩説」、「『詩経』鄭風・溱洧篇韓詩説の後世への影響」と「まとめ」等の内容が書かれている。

第三章 『詩経』鄭風・溱洧篇について—韓詩説を中心として—

第三節 今文齊魯詩における鄭声の概念

漢代のはじめに、「毛伝」「毛序」とは別に、「三家詩」と呼ばれる齊詩、魯詩、韓詩の詩説も存していた。現在に至って、三家詩はほとんど散逸してしまい、「韓詩」内外伝のうちの外伝のみが残っているが、幸いなことに、ほかの書物に引用されたことによって、三家詩の一部を窺うことができる。この溱洧篇に対して、まず、齊詩と魯詩の詩説を見ることにする。両説はかなり類似する観点を持ち、溱洧篇を以て淫とする説をしている。それぞれの解釈は、

（齊詩）鄭男女巫聚會、聲色生焉、故其俗淫。

（鄭の男女巫ば聚會す。聲色生ず。故に其の俗淫なり。）

（魯詩）鄭国淫辟、男女私会於溱洧之上、有詢訏之樂、勺葉之和。

（鄭国淫辟す。男女溱洧の上に私会す。詢訏の樂、勺葉の和有り。）

となる。田村和親氏は、論文「鄭声の概念の生成過程—春秋思想との関連に於て—」¹において、

鄭声が淫であるとされる最大の理由は『詩経』鄭風に「渡河」及び「男女聚会」を主題とする詩篇が含まれている為にほかならない。

と述べ、鄭詩を以て淫となす理由を「渡河」と「男女聚会」の習俗に帰した。更に、同じ論文に引用される『白帖』引『通義』²には、

鄭国有溱洧之水、会聚謳歌相感、今鄭詩二十一篇、説婦人者十九、故鄭声淫也

¹ 田村和親「鄭声の概念の生成過程—春秋思想との関連に於て—」（下）p. 35.

² 田村前掲書（上）p. 30.

(鄭国には溱洧の水あり。会聚謳歌し、相感す。今鄭詩二十一篇、婦人を説くもの十九、故に鄭声淫なり。)

と、婦人を説く詩篇が多いため、鄭詩は淫であると述べている。そのほか、「集伝」³には、

鄭衛之樂。皆為淫聲。然以詩考之。…(略)鄭詩二十有一。而淫奔之詩。已不翅七之五。…(略)而鄭皆為女惑男之語。…(略)而鄭人幾於蕩然無復羞愧悔悟之萌。是則鄭聲之淫有甚於衛矣。

(鄭衛の樂、皆な淫聲と為る。然るに詩を以て之を考す。…(略)鄭詩二十に一有り、而して淫奔の詩は已に翅に七の五でない。…(略)而して鄭皆な女男を惑す語と為る。…(略)而して鄭人幾んど蕩然に於いて復た羞愧悔悟の萌無し。是則ち鄭聲の淫衛より甚だ有り。)

とあり、鄭詩が淫奔の詩であると論じた。鄭詩を以て淫となす具体的な理由はそれぞれ異なるが、鄭詩が淫詩である概念は確定されつつあったことが想像される。このような概念は、既に『論語』や『礼記』にも見られた。『論語』衛靈公篇に、

顔淵問為邦。子曰、行夏之時、乘殷之輅、服周之冕。樂則韶舞。放鄭聲、遠佞人。鄭聲淫佞人殆。

(顔淵邦を為めんことを問ふ。子曰、夏の時を行なひ、殷の輅に乗り、周の冕を服す。樂は則ち韶舞。鄭聲を放ちて、佞人を遠ざけよ。鄭聲は淫に、佞人は殆ふし。)⁴

とあり、また、陽貨篇に、

子曰、惡紫之奪朱也。惡鄭聲之亂雅樂也。惡利口之覆邦家也。

(子曰く、紫の朱を奪ふを惡む。鄭聲の雅樂を亂るを惡む。利口の邦家を覆すを惡む。)⁵

とある。この論語の二篇について、田村氏は、

この両者は一連の内容を示す概念として捉えるべき性質のものであり、且つ、「鄭声淫」と言うこの『論語』の語句は、孔子が実在する鄭声なるものに対して評価したものではなく、孔子が鄭声を淫なりと評した、とする経学上の思想に拠り醸成されたものと考えねばならない。⁶

と、「鄭声淫」と評価された経学上の思惟的根拠に触れ、思想的意図によって構築されたもので

³ 星野恆、服部宇之吉校訂(昭和50)『漢文大系』富山房 毛詩卷第四鄭国風 p. 31. 32.

⁴ 平岡武夫(昭和55)全釈漢文大系『論語』集英社 p. 435

⁵ 同上 p. 495.

⁶ 脚注2 前掲書 p. 31.

あり、事実ではないことを論じた。更に、その思想に関して、

春秋時代の混乱、即ち従来の宗教的封建制に基く礼制＝社会秩序の混乱をば、中国が夷狄に墮した中国を元来の「中国」に回帰せんとする思想にほかならない。これ等の点から考えて、私は『論語』の鄭声に関する記事は、鄭声なる概念を以て、中国のある時期の混乱に対し、孔子がそれに批判を加えたとする春秋思想に立脚するものであると考えるものである。⁷

と、「鄭声淫」という概念が春秋思想によって形成されたことを推定した。

また、『礼記』楽記にも、

鄭衛之音、亂世之音也、比於慢矣。桑間濮上之音、亡國之音也。其政散、其民流、誣上行私、而不可止也。

(鄭衛の音は亂世の音なり、慢に比す。桑間濮上の音は、亡國の音なり。其の政散じ、其の民流し、上を誣ひ私を行ひて、止む可からざるなり。)⁸

とあり、鄭には溱洧の水があり、衛には桑間濮上があり、いずれも男女集合して歌謡するところであると伝わっているため、これらの地方で歌われた音を乱世と亡国の音と称している。この溱洧篇も鄭風に入り、乱世と亡国の音と称されていることは同じ系統に属していることが分かる。これらの概念が、「鄭声に関する思想は今文系統の概念」であると田村氏は述べていた。

前述のように、鄭詩が淫詩とされる詳細はそれぞれ異なるが、その理由をまとめてみれば、「渡河」及び「男女聚会」を主題とする詩篇が含まれていることが間違いないであろう。漢代の溱洧篇理解において、この系統を引いたのは、今文齊魯詩と鄭箋である。「毛伝」の観点ははっきりしないため、本論では論じないことにする。「毛序」は溱洧篇を「刺乱詩」とし、この「淫詩説」の系統とはまた違うと言えよう。しかし、詩に描かれた「渡河」であるか「男女聚会」であるかの習俗が淫俗である点では、意外なことに一致している。これらの淫俗と言われる習俗は、異民族の俗と見なされる地域にも存在していた。

今文齊魯詩系統には、このような習俗が淫俗とされ、田村氏は、

塞外に於けるかかる男女同川の淫猥なる習俗が、鄭詩の渡河を主題とする溱洧・褰裳等に表現されているが故に、その詩の内容よりしてこれを淫なるものと断ずるに至ったと考えざるを得ないのである。⁹

と、理由を述べている。このように、男女同川という習俗を以て中原と異民族を区別しようと

⁷ 脚注2前掲書 p. 32.

⁸ 市原亨吉、今井清、鈴木隆一（昭和52）全釈漢文大系『礼記』（中）集英社 p. 410.

⁹ 田村前掲書（下） p. 37.

いう観念が、鄭声の概念の生成にも影響を与えた。鄭声の基本的な概念には、¹⁰

蛮夷の歌垣の習俗である男女同川に基いて構築されたが故に、男女間の淫猥なる行為と、そして中国の有別の礼規準及び中華思想に基く蛮夷の如き礼制の緩慢な、秩序の混乱した社会の表象との二重の思考が内包されているのである。

と田村氏が論じていた。このような思想的な意図によって、鄭声の概念が生成し、「渡河」及び「男女同川」を主題とする鄭詩は、「淫詩説」という解釈に至ったのである。「毛序」の解釈と同様に、やはり時代性・政治性が加えられたことは目立つと言わざるを得ない。後代の学者は大いにこの影響を受けたことにもかかわらず、詩篇の背後に、一種の習俗が見られていることは上述の如くである。

第四節 『詩経』鄭風・溱洧篇の韓詩説

韓詩は、燕の韓嬰によって作られ、韓嬰詩内外伝並びに韓詩故によって構成される三家詩の一つである。その内、韓詩外伝だけが今日に至って残っている。内伝と韓詩故は散逸してしまっただが、諸書物の輯収によってその大略を見ることが出来る。『漢書』儒林伝には、「其語頗與齊魯間殊、然歸一也」と記載され、韓詩と齊・魯詩とはまた違うところがあるが、その解釈の仕方は同じであることを言っている。

溱洧篇に関する内容はそれぞれ韓詩内伝と韓詩故に記されていたことが諸書物の引用から知ることが出来る。具体的な内容について、内野熊一郎氏の著作『漢初經書學の研究』¹¹にまとめられている。

韓詩の中、最も注目に値するのは、溱洧篇の主旨を説くものである。詩に描かれているものを鄭国の俗と言っている。溱と洧は、人を喜ばせる川である。三月上巳の日に、溱と洧のほとりにおいて、魄（肉靈）を続けるために魂（氣靈）を招いたり、不祥を払ったりする風習があるため、詩人は、気に入った者と俱に見に行くことを願う。韓詩は、溱洧篇の背景を「招魂贖魄」「祓除」という鄭国の俗に解釈し、明らかに習俗及びそれに伴う一連の出来事を描く詩篇であると理解していることが上述の如くである。この溱洧篇において、今文齊魯詩と違い、韓詩は詩篇により客観的な評価を加え、溱洧篇を以て淫詩であるとしていない。

田村和親氏は「鄭声の概念の生成過程—春秋思想との関連に於て—」¹²で、

この事は韓詩説がただ漫然と渡河に関する歌垣を三月上巳の払除に当てたのでは無く、歌垣そのものが水辺に於ける沐浴払除の行事に変化、或は吸収されていったものと考えべきである。従って、三家の詩説が為される時点に於ては、水辺の歌垣即ち渡河の本来の意義は既に亡却され、単に三月上巳の禊齋と考えられていたに過ぎぬのである。…その習俗

¹⁰ 田村前掲書（下） p. 38.

¹¹ 内野熊一郎（昭和23）『漢初經書學の研究』（第一分冊）清水書店 p. 64. 72.

¹² 田村前掲書（下） p. 36.

自体を指して淫猥とする思考は存在しないのである。

と、歌垣という習俗が祓除行事に変化、或いは吸収されたため、溱洧篇を三月上巳に比定されたことが考えられている。ここでは、行事発生や変化の時間前後の問題に関わるが、あまり深く追及しない方がよかろう。しかし、それより注意したいのは、同じ漢初の時代に作られた三家詩が何故違う解釈が付けられたのかという点である。韓詩は、「其語頗與齊魯間殊」、特に溱洧篇理解において、今文齊魯詩と比べ、明らかに違う観点を持ち、独特な解釈をつけたと言わざるを得ない。このような習俗自体を淫猥としない事例はほかにもある。例えば、『周礼』春官女巫の「女巫掌歳時以祓除疾病」（女巫、歳時を掌りて以て疾病を祓除す）の鄭玄注¹³に、

歳時祓除如今三月上巳如水上之類、鬻浴謂以香薰草葉沐浴

（歳時の祓除とは、今の三月上巳に水上に如くの類の如し。鬻浴とは、香薰の草葉を以て沐浴すると謂う）

とあり、また、『論語』先進篇¹⁴に、蔡邕は、

論語、暮春者、春服既成、冠者五六人、童子六七人、浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸。自上及下、古有此禮。今三月上巳、祓禊於水濱、蓋出於此。

（論語に、「暮春には、春服既に成り、冠者五六人、童子六七人、沂に浴し、舞雩に風し、詠みて歸らん」と。上より下に及ぶまで、古は此の禮有り。今三月上巳、水の濱に祓禊するは、蓋し此より出づ）

と、注を付けた。これらの例も習俗自体を論じただけで、淫猥な行為とはしなかった。韓詩の解釈の仕方と共通していることが分かる。

今文齊魯詩には、溱洧篇に描かれている習俗を以て淫詩とする理由が前述の如く、それは当時の時代の政治思想の影響を受けたため、政治的時代的な解釈によって構築されたものであるのに対して、『詩経』鄭風・溱洧篇を「鄭国の俗」と解釈したのは、理由が二つあると考えられる。一つは、古くから伝わった学説を因襲した可能性が十分にあると思われる。つまり、韓嬰は別の文献を読んでいたのであろう。今一つは、韓嬰本人が生きていた時代に「祓除」という習俗は既に存していたかもしれない。そのため、彼は身の周りの行事を使って詩を解釈していた可能性も否定することができないであろう。

ここで、もう一つ書かなければならない点は、後漢薛漢著の『韓詩章句』のことである。韓詩は前漢の韓嬰によって作られたと言われているが、韓詩章句は、後漢建武の時、博士薛漢によって作られたことが分かる。しかも、その韓詩章句は『太平御覧』等の類書にも引用されている。もしかして、もともと韓詩説に「鄭国の俗」という解釈があり、後漢の薛漢によって更に新たな解釈が付けられた可能性もあるのではないだろうか。そうなれば、後漢建武の時に、

¹³ 本田二郎（昭和52）『周禮通釋』上 秀英出版

¹⁴ 脚注4前掲書 p.321.

上巳習俗が既に存していたと言えるのであろう。

第五節 『詩経』鄭風・溱洧篇韓詩説の後世への影響

経学史上において、鄭・衛の風が淫風と評されるのは定説となったため、溱洧篇は『詩経』鄭風詩篇中の一編として、当然同じような評価を免れることができなかった。しかし、韓詩説は祓除行事等の三月上巳習俗の起源の根拠としてしばしば引用されていたことも事実である。そのような書籍には歴史書として『後漢書』志注、『後漢書』袁紹伝注、『宋書』、そして、類書として『太平御覧』、『初学記』、『芸文類聚』等が数えられる。更に、近年定着しつつある『詩経』における原義的研究にも韓詩説が論点の根拠として引用されている。

古代の歴史書には、韓詩説がほとんど志や礼志に付けられた注に引用され、祓除習俗や河辺での宴の起源或いはその根拠として使われている。注を付けた人はこの韓詩に述べられている祓除習俗を上巳習俗であることを認めている。

赤塚氏は、興物の草を論じ、一般的例証として溱洧篇の韓詩説—鄭国の俗を伝えているものに注目した。同氏は『詩』国風篇の成立¹⁵において、

（鄭国之俗、三月上巳、之溱洧兩水之上、招魂統魄、秉蘭草、払不祥（『宋書』卷十五所引）と、韓詩説を引用した。韓詩説に述べられている蘭を取り持っておった意味は、非常に重要視し、鄭箋の「芬香の草を采るに託して淫泆の行を為す」という解釈を否定した。蘭は不祥を祓除する行事に使われる呪物であり、溱洧篇に現れる興物であることを論じ、更に、贈られた芍薬も呪物であろうと推測した。祓除行事の目的についても、前述の如く、子孫を得ることの願いであり、家族の多幸の願いである。

一方、韓詩説に対して、家井眞氏はまた、赤塚氏と違う見解を持っている。同氏は、著書の「『詩経』の原義的研究」¹⁶に、毛序の「溱洧、刺亂也。兵革不息、男女相棄。淫風大行。莫之能救焉」を政治的な解釈であると言い、マルセル・グラネーの「渡河の主題。……娘の誘引と若者の半拒絶の主題。一草摘み—愛の證據（花）の主題」と解するのが略正しいのでであると評した。韓詩説について¹⁷は、

「鄭國之俗、三月上巳之辰、采蘭水上、以祓除不祥」と、三月上巳に行われる祓除の習俗としてとらえているが、鄭玄が「相與戲諠、行夫婦之事。其別則送女以芍薬、結恩情也」と言うように、性的行為がこの日行われていたのであり、渡河儀禮が大地の多産と男女の多産を祈願して行われたことが色濃く残っているのである。

と、鄭箋の「性的行為」という解釈に注目し、渡河儀禮の大地と男女の多産の目的を述べている。それは、家井氏が韓詩説を否定したのではなく、溱洧篇を「歌垣の場での戯れ歌」であると定義し、「渡河儀禮」に焦点を当てたからであろう。溱洧篇について、具体的な論証の方法と

¹⁵ 赤塚忠（昭和61）『詩経研究』研文社 p. 707.

¹⁶ 家井眞（平成16）『詩経』の原義的研究 研文出版 p. 260. 261.

¹⁷ 家井眞（平成16）『詩経』の原義的研究 研文出版 p. 261.

事例が異なるが、その「多産」の目的及び詩の背後に現れる古代の習俗と信仰の点においては、赤塚氏と合致している。

このようにみれば、韓詩説は『詩経』の原義的研究にも深い影響を与えたことを否定できない。溱洧篇において、韓詩説のような一つの習俗として詩を解釈するという見解は、近年の『詩経』における原義的研究の成果と共通しているところがある。しかし、韓詩説の中、このような解釈は、学派の分立か師事伝承か生活環境かの原因によって作られたものであり、ただ溱洧篇の一篇に過ぎない偶然な例である。この偶然な事例こそ、後世の学者たちに新たな視点を与えたことは間違いない。それに比べると、近年の原義的研究は、より全体的系統的に行われた研究であり、『詩経』の新しい解釈且一つの方法論として昇華しつつある。

第六節 まとめ

以上、みてきたように、『詩経』鄭風・溱洧篇の漢代解釈には、「毛序」の「刺乱説」、今文齊・魯系統、鄭玄の「淫詩説」及び韓嬰の「習俗説」が存していたと読み取ることができる。「刺乱説」も「淫詩説」も政治的倫理的な立場から解釈を付けて、政治的色彩が濃厚であることが分かる。特に、「淫詩説」に現れた鄭声の概念の形成には、春秋思想に関連し、中国の有別の礼基準に従ったことは前述の如くである。このような時代背景の中、韓詩説はあえて独自の見解で詩を解釈し、溱洧篇を「鄭国の俗」と伝えたことに、不思議に思わざるを得ない。このような解釈を為された理由については、学派分立が最も有力であろう。これは、漢代国家官学分立現象によるものである。表面には、三家詩はみな今文系に属し、同じ官学として朝廷に重んじられていたが、実際に、韓詩と今文齊魯詩との間に、かなりの相違が存することは、この『詩経』鄭風・溱洧篇を通して十分に理解することができるのであろう。そのほか、師事伝承や生活環境の理由も推測されるが、確実した根拠がみつからないため、断言できない。

韓詩説は、溱洧篇が三月上巳鄭国の溱と洧とのほりで行われた祓除行事を描く詩であり、更に、蘭を以て祓除行事に臨む、そして、男女離別の時に、勺蕓を贈ると解釈し、特に「蘭」と「勺蕓」という植物にも注を付けた。「蘭」と「勺蕓」に付けられた注はしばしば後世の学者に引用され、非常に重要な意味を持つ。韓詩は如何なる理由によって作られたのかは別として、韓詩説における溱洧篇理解の後世への大なる影響は言うまでもない。

参考文献

- 赤塚忠（昭和61）『詩経研究』研文社
- 石川忠久（平成12）『詩経』下（新釈漢文大系）明治書院
- 石川忠久（平成13）『詩経』上（新釈漢文大系）明治書院
- 石川三佐男（昭和63）『玉燭宝典』明德出版社
- 市原亨吉、今井清、鈴木隆一（昭和51）『礼記』上（全釈漢文大系）集英社
- 市原亨吉、今井清、鈴木隆一（昭和52）『礼記』中（全釈漢文大系）集英社
- 家井眞（平成16）『『詩経』の原義的研究』研文出版
- 内野熊一郎（昭和23）『漢初経書学の研究』第一分冊 清水書店

内野熊一郎（昭和29）『今文古文源流型の研究』坂根商店
 江馬務（平成14）『江馬務著作集 日本の風俗文化』（第八巻 四季の行事）中央公論新社
 王先謙（1987）『詩三家義集疏』上 中華書局
 欧陽詢（1980）『芸文類聚』中文出版社
 小口偉一、堀一郎（平成15）『宗教学辞典』東京大学出版会
 折口信夫（昭和47）『折口全集』第三巻 中央公論社
 加藤常賢（昭和55）『中国古代文化の研究』明德出版社
 楠山春樹（昭和56）『淮南子』上 明治書院
 楠山春樹（平成8）『呂氏春秋』上 明治書院
 楠山春樹（平成9）『呂氏春秋』中 明治書院
 小竹武夫（昭和60）『漢書』上、中、下 筑摩書房
 小南一郎（昭和59）『中国の神話と物語り—古小説史の展開—』岩波書店
 徐堅（1978）『初学記』中文出版社
 白川静（平成11）『神話と思想』（白川静著作集6）平凡社
 白川静（平成12）『詩経Ⅰ、Ⅱ』（白川静著作集9、10）平凡社
 孫作雲（1979）『詩経与周代社会研究』中華書局
 田村和親（昭和54、55）「鄭声の概念の生成過程—春秋思想との関連に於て—上、下」二松学
 舎大学人文論叢16、17
 長澤規矩也解題（昭和49）『和刻本漢籍隨筆集』第十、十三集（風俗通義卷八祀典）汲古書院
 中村喬（平成3）『中国の年中行事』平凡社
 平岡武夫（昭和55）『論語』（全釈漢文大系1巻）集英社
 星川清孝（昭和47）『楚辭』（新釈漢文大系34巻）明治書院
 星野恆、服部宇之吉校訂（昭和50）『漢文大系』富山房
 本田二郎（昭和52）『周禮通釈』上 秀英出版
 松本雅明（昭和61）『詩経諸篇の成立に関する研究』上、下 星雲社
 守屋美都雄（昭和38）『中国古歳時記の研究：資料復元を中心として』帝国書院
 守屋美都雄（昭和53）『荆楚歳時記』平凡社
 藪敏裕（平成6）「詩経解釈史序説—閼雒篇の経学的解釈とその評価をめぐって—」岩手大学教
 育学部研究年報 第五十四巻 第一号
 山中裕（昭和47）『平安朝の年中行事』塙書房
 吉川忠夫（平成17）『後漢書』（第八、九冊）岩波書店
 吉田賢抗（昭和59）『史記』一、二、五、七 明治書院
 李道和（2004）『歳時民俗与古小説研究』天津古籍出版社
 劉曉峰（2007）『東亜的時間—歳時文化的比較研究』中華書局
 和歌森太郎（昭和45）『年中行事』至文堂
 渡邊義浩等（平成17）『全譯後漢書』（第四冊）汲古書院
 渡邊義浩等（平成18）『全譯後漢書』（第十六冊）汲古書院
 渡部武（平成13）「生活史資料としての漢代画像」（『殷周秦漢時代史の基本問題』）汲古書院